

各種手当について ～ 手当の制度をご存じですか ～

被爆者に対する手当として、健康管理手当、保健手当、介護手当等の支給制度があります。

また、認定被爆者（厚生労働大臣から原爆症の認定を受けた方）に対しては、医療特別手当、特別手当の支給制度があります。（15 ページ参照）

各手当の申請手続きは、保健所等で行ってください。手当が認定されると、申請をした月の翌月から受給できます。

各種手当の一覧 ☆ 手当の額は変更されることがあります。

令和5年4月現在

手当の種類		月額	支給の要件	
1	医療特別手当	145,420	厚生労働大臣から原爆症の認定を受けた人で、現在もその病気やけがが治っていない人	
2	特別手当	53,700	厚生労働大臣から原爆症の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	
3	原子爆弾小頭症手当	50,050	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	
4	健康管理手当	35,760	京都府知事から、国が定める 11 障害（11 ページ参照）のいずれかを伴う疾病にかかっていると認定された人	
5	①保健手当（低額）	17,940	2 km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児だった人	下記以外の人
	②保健手当（高額）	35,760		①身障者手帳 1 級から 3 級程度の身体障害、ケロイドのある人（様式 4-12◆59 ページ参照）②70 歳以上の身寄りのない単身居宅生活者 以上のいずれかに該当する人

※ 1～5のうちいずれか1つを受けられます。

6	①介護手当 （費用介護・重度）	105,800 以内◇	精神上または身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合	重度：身障者手帳 1 級および 2 級の一部程度（様式 4-17◆63 ページ参照）
	②介護手当 （費用介護・中度）	70,520 以内◇		中度：身障者手帳 2 級の一部および 3 級程度（様式 4-17◆63 ページ参照）
	③介護手当 （家族介護手当）	22,830	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話を受けている場合（身障者手帳 1 級および 2 級の一部程度（様式 4-17◆63 ページ参照））	

※ 6-①～③のうちいずれか1つを受けられます。◇6-①②については月額の範囲内で、その月に支出された費用の額となります。

7	葬祭料	212,000	被爆者が死亡した場合、喪主（葬祭を行った人）に支給 （※ 支給額は、死亡した日が属する年度の定める葬祭料となります。）
---	-----	---------	--

健康管理手当

厚生労働大臣が定める次の障害をともなう病気（明らかに原子爆弾の放射能の影響によるものではない場合を除く。）にかかっている人が対象となります。受給者には手当証書が交付されます。

障害の種類	対象疾病の例示（※）
1 造血機能障害	鉄欠乏性貧血、白血球減少症等
2 肝臓機能障害	慢性肝炎、肝硬変等
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物（がん全般）等
4 内分泌腺機能障害	糖尿病、甲状腺機能異常等
5 脳血管障害	脳出血、くも膜下出血、脳血栓症等
6 循環器機能障害	高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患等
7 腎臓機能障害	慢性腎炎、ネフローゼ症候群等
8 水晶体混濁による視機能障害	白内障のみ
9 呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎等
10 運動器機能障害	変形性関節症、変形性脊椎症等
11 潰瘍による消化器機能障害	胃潰瘍、十二指腸潰瘍等

（※）対象疾病の詳細については 55 ページ～56 ページを参照してください。

<申請手続>

次の書類を持って保健所等へ申請してください。

○ 持っていくもの

- （1）「健康管理手当認定申請書」（様式 4-8◆52 ページ）
- （2）「診断書（健康管理手当）」（様式 4-9◆53,54 ページ両面）

※ 手当を受けられる期間は、申請した疾病により知事が決定します（手当証書に記入されます）。支給は手当証書に記載された支給期間の満了する月で終了します。

※ 期間が満了した後も病気が続いている場合は、改めて申請し、認定されると引き続き手当を受けることができます。なお、病名により期間が「終身」と決定された場合は、更新の手続きは必要ありません。

※ 詳しいことは、京都府健康対策課（075-414-4736）にお問い合わせください。

保健手当

爆心地から2キロメートルの区域内で直接被爆した方と、当時その胎児であった方が対象となります。

なお、被爆者健康手帳に2キロメートル区域内の表示があっても、再度審査を行いますので、該当しない場合があります。

(1) 保健手当

＜申請手続＞ 次の書類を持って保健所等へ申請してください。

○ 持っていくもの

- (1) 「保健手当認定申請書」(様式4-11◆57ページ)
- (2) 対象となる方が爆心地から2キロメートル以内で被爆した事実を認めることができる書類
(被爆者健康手帳の写し等)

※ 認定された場合は、終身支給されます。

(2) 保健手当の高額該当

保健手当の要件を満たす方で、次の要件のうちの一つに該当する方は、手当額が高額になります。

- ㊦ 身体障害者(身障者手帳1級～3級)
 - ㊧ 身寄りのない単身居住の老人(70歳以上の人)
 - ㊨ ケロイド等を有する者
- (㊦、㊨ は明らかに原子爆弾の傷害作用の影響によるものではないことが明らかな場合を除く。)

＜申請手続＞ 次の書類を持って保健所等へ申請してください。

○ 持っていくもの

- (1) 「保健手当認定申請書」(様式4-11◆57ページ)
- (2) 対象となる方が爆心地から2キロメートル以内で被爆した事実を認めることができる書類
(被爆者健康手帳の写し等)

※ (3) または (4) のいずれかを提出してください。

- (3) 「診断書(保健手当用)」(様式4-12◆58,59ページ両面)
 - ㊦ 身体障害者(身障者手帳1級～3級)と、㊨ ケロイド等を有する方のみ。
- (4) 身寄りがないことがわかる書類
 - ㊧ 身寄りのない単身居住の老人(70歳以上の人)のみ。
 - ・申請者の戸籍の謄本又は抄本、申請者の子及び孫の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
 - ・申請者と同居している方がいないことを明かにすることができる書類

※ 症状が固定と認定されていない方は、毎年5月に次の書類を保健所等へ提出することが必要です。
(様式等は、健康対策課から送付します。)

- ① 「保健手当現況届」(様式4-15)
- ② 上記申請手続書類の(3)または(4)のいずれか

※ 詳しいことは京都府健康対策課(075-414-4736)にお問い合わせください。

介護手当

介護手当は、精神上又は身体上の障害（明らかに原子爆弾の傷害作用の影響によるものではないことが明らかかな場合は除く。）によって、介護なしでは家庭での日常生活が著しく困難な状態（いわゆる寝たきりの状態等）にあり、現に介護人により介護（日常生活における身の回りの世話）を受けている方が対象となります。ただし、各種の施設等に入っている方はこの手当を受けられません。

（１）費用介護（中度・重度）

[身障者手帳 1 級～3 級程度の障害を持ち、費用を支出して介護を受けたとき]

（２）家族介護（重度のみ）

[身障者手帳 1 級及び 2 級の一部程度の障害を持ち、費用を支出しないで家族等により介護を受けたとき]
家族等の介護人は、常時介護できる状態になければなりません。

<申請手続>

次の書類を持って保健所等へ申請してください。

○ 持っていくもの

- （１）「介護手当支給申請書」（様式 4-16◆60,61 ページ両面）
- （２）「診断書（介護手当用）」（様式 4-17◆62,63 ページ両面）
- （３）「介護事実申立書」（様式 4-21◆64 ページ）介護する人が、介護内容を申し立てる。
- （４）介護従事者の「住民票」（家族介護申請の場合は不要です。）
- （５）領収書（介護日数、介護者の住所、氏名等を明記したもの）（家族介護申請の場合は不要です。）
※ 任意の様式でよいですが、「介護従事明細書兼領収書」（様式◆68 ページ）を用意しています。
- （６）「介護を必要とする証明書」（様式 4-18◆65 ページ）
（病院で介護を受ける場合のみ、医療機関の医師の証明書）
- （７）身体障害者手帳等の写し（所持者のみ）

※ 費用介護と家族介護の両方を同時に受給することはできません。

※ 介護手当を受けている方は、3 年ごとに更新の手続きが必要です。

※ 介護を受ける状態、又は介護人が変わった場合には京都府健康対策課まで連絡してください。その場合は、「介護手当申請事項変更届」（様式◆67 ページ）の提出が必要です。

※ 詳しいことは京都府健康対策課（075-414-4736）にお問い合わせください。